

産業廃棄物処分業許可証

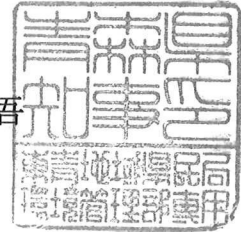
岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

株式会社ミナミ

代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三村 申 吾



許可の年月日 平成29年8月1日

許可の有効年月日 令和4年6月20日

1. 事業の範囲

事業の区分		産業廃棄物の種類
中間処理	破碎	木くず がれき類 以上2種類

上記のうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	処理能力	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設 (移動式) [HC2400AT]	青森市及び八戸市を除く県内一円の排出現場等(工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。)に限る。 駐機場: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1	木くず: 152 t / 日 (8時間稼働)	平成18年10月1日 平成18年9月29日 18-8の2-6
破碎施設 (移動式) [TG540TX]	青森市及び八戸市を除く県内一円の排出現場等(工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。)に限る。 駐機場: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1	木くず: 228.8 t / 日 (8時間稼働)	平成23年4月6日 平成22年6月7日 22-8の2-2

(第1面: 第2面に続く)

(第2面)

施設の種類	設置場所	処理能力	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設 (移動式) [HG4000TXII]	青森市及び八戸市を除く県内一円の排出現場等(工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。)に限る。 駐機場: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1	木くず: 209.6 t / 日 (8時間稼働)	令和2年4月4日 令和元年7月29日 R1-8の2-2
破碎施設 (移動式) [LT105]	青森市及び八戸市を除く県内一円の排出現場等(工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。)に限る。 駐機場: 岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和堂地向208番110	がれき類: 3,200 t / 日 (8時間稼働)	平成18年10月1日 平成18年9月29日 18-8の2-5
破碎施設 (移動式) [LT96]	青森市及び八戸市を除く県内一円の排出現場等(工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。)に限る。 駐機場: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1	がれき類: 2,936 t / 日 (8時間稼働)	令和3年8月24日 令和3年8月24日 R3-8の2-6

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年6月21日 新規許可
 平成24年7月27日 更新許可
 平成29年8月1日 更新許可
 令和2年6月9日 書換え(事業の用に供する施設)
 令和3年10月7日 書換え(事業の用に供する施設)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)